

議案第46号 交野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

部分休業の改正を内容とする「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正法の公布に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、国に準じて所要の規定整備を行う。

2. 条例改正の主な内容

(1) 部分休業の取得パターンの多様化

上記改正法により、部分休業の取得パターンとして、1日につき2時間の範囲内で取得する現行のパターン（以下「第1号部分休業」という。）に加え、1年につき条例で定める時間（10日相当）の範囲内で取得する新たなパターン（以下「第2号部分休業」という。）が設けられ、職員はいずれかの取得パターンを選択することができることとなった。

<改正法の内容>

現行

2h

1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

改正後

2h

①第1号部分休業
1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと（現行の部分休業）

2h以上（1日単位で取得することも可）

②第2号部分休業
1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと
職員は、①②のいずれかを選択して取得可能
※条例で定める特別な事情が生じた場合は、取得パターンを変更可能

この取得パターンの多様化に対応すべく、改正法の施行細則として、次のような規定を条例に設ける。

- ① いずれの取得パターンの部分休業を請求するかを申し出る単位期間（1年の期間）を、毎年4月1日から翌年3月31日とする。
- ② 1年につき請求できる第2号部分休業の上限は、上記①の期間につき次のとおりとする。
 - ・常勤職員 : 77時間30分
 - ・非常勤職員 : 1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間

(2) その他主な改正内容

第1号部分休業を請求した場合における、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止する等

3. 施行期日

令和7年10月1日

交野市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第10号）新旧対照表

新	旧
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。次条において同じ。）とする。</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第11条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は_____、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 職員（非常勤職員_____を除く。）が育児又は介護を理由として勤務しない場合（規則で定める場合に限る。）における当該職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を下らない範囲内で規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児又は介護を理由として勤務しない場合（規則で定める場合に限る。）にあつては、当該減じ</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く_____。）とする。</p> <p>(部分休業_____の承認)</p> <p>第11条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、交野市職員の勤務時間等に関する条例（昭和30年条例第12号）第7条第1項に規定する正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 職員（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）を除く。）が育児又は介護を理由として勤務しない場合（規則で定める場合に限る。）における当該職員に対する部分休業_____の承認については、1日につき2時間から当該勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業_____の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を下らない範囲内で規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児又は介護を理由として勤務しない場合（規則で定める場合に限る。）にあつては、当該減じ</p>

新	旧
<p>た時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。</p> <p><u>(第2号部分休業の承認)</u></p> <p><u>第11条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u></p> <p><u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数</u></p> <p><u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数</u></p> <p><u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u></p> <p><u>第11条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p><u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u></p> <p><u>第11条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u></p> <p><u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u></p>	<p>た時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。</p>

新	旧
<p>(2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u></p> <p><u>第11条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u></p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第12条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第15条第1項、会計年度任用職員給与等条例第17条又は会計年度任用職員給与等条例第27条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条(会計年度任用職員給与等条例第16条において準用する場合を含む。)</u>又は会計年度任用職員給与等条例第26条第1号若しくは第2号に規定する勤務1時間当たりの給与額又は報酬額を減額して支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(部分休業の承認の取消事由)</u></p> <p><u>第13条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたとき</u></p>	<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第12条 職員が_____部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第15条第1項、会計年度任用職員給与等条例第17条又は会計年度任用職員給与等条例第27条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条(会計年度任用職員給与等条例第16条において準用する場合を含む。)又は会計年度任用職員給与等条例第26条第1号若しくは第2号に規定する勤務1時間当たりの給与額又は報酬額を減額して支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(部分休業の承認の取消事由)</u></p> <p><u>第13条 第5条の規定は、部分休業について準用する。</u></p>

新	旧
<u>とする。</u>	